

香川県立香川丸亀支援学校いじめ防止基本方針

(令和 8 年 4 月 1 日)

香川県立香川丸亀支援学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 28 日公布、9 月 28 日施行）に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を定め、「いじめ防止対策」を推進するものとする。このたび、平成 29 年 3 月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び 6 月には県の「いじめ防止基本方針」が改定されたこと受け、本校でも改定した。

いじめ防止の基本方針について

本校の教育方針をふまえた重点目標の一つとして、「集団生活への参加に必要な力を養い、好ましい人間関係や社会性を育てる。」を掲げている。そこで、「当該児童生徒に対して、当該児童生徒以外の当校の児童生徒等、当該生徒と一定の人間関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となっている児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている「いじめ」の未然防止、早期発見及び解決を含め、「いじめ」の根絶を目的として、以下の基本的な方針を定めることとした。

いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

本校は、すべての児童生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識をもち、以下の基本理念の基、いじめ防止等の対策を進める。

- (1) 「いじめ」を重大な人権侵害・犯罪行為としてとらえ、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる指導を徹底する。
- (2) 「いじめ」の未然防止に向け、教員相互の情報の共有と、懇談会や連絡帳を活用した保護者との連携を強化する。特に配慮の必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行う。
- (3) 「いじめ」の未然防止、早期発見、解決に向けた迅速な対応に努める。その際に、「いじめ」ではないかとの疑いをもって、積極的に「いじめ」を認知するように努める。
- (4) いじめられている児童生徒の立場に立ち、該当児童生徒の気持ちに寄り添い、徹底して守り通す。その際に、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、「学校いじめ対策委員会」に対し情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- (5) いじめを行っている児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行うとともに、いじめを傍観している児童生徒に対する指導も行う。その際に、各教職員はその対応方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- (6) 重大事態と思われる「いじめ」に対しては、教育委員会、警察、その他関係諸機関とも連携して対応にあたる。

※重大事態とは・・・①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

②児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- (7) 「いじめ」は単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。たとえ、「いじめ」が解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するように努める。

※解消している状態とは、少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ防止等のための対策

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応、早期解決のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員は、運営委員会のメンバーが兼任することとし、その他必要に応じて校長が認める職員をもって構成する。委員会は、原則年2回開催する。ただし、状況に応じて即時開催するものとする。

なお、「いじめ防止対策委員会」は、いじめの防止対策、早期解決の取り組み以外に、学校生活全体を通じて、各教科等や特別活動における道徳教育の充実、「いじめに関するアンケート調査」の実施、教育相談の充実など相談体制の確立、インターネットや携帯電話、スマートフォン等によるいじめに対する対策の推進などを行う。

(2) ネットいじめへの対応

インターネットや携帯電話、スマートフォン等を利用したいじめについては、情報モラルを身につけさせる指導や、保護者への啓発活動充実を図るとともに、関係機関と連携したネットパトロール等により、ネットいじめの防止と早期発見に努める。

(3) 年間指導計画の策定

年間指導計画を策定し、アンケート、研修、啓発活動、取り組みの評価などを実施する。

4月	いじめ防止対策委員会の開催 職員への「学校いじめ防止基本方針」周知（職員会議） 年間学習計画への反映 児童生徒理解のための情報交換（学部間、新旧担任による引き継ぎ） 家庭訪問による家庭との情報交換
7月	アンケートの実施（第1回） 期末懇談による家庭との情報交換
12月	アンケートの実施（第2回） 期末懇談による家庭との情報交換
2月	いじめ防止対策委員会の開催
3月	年度計画の評価と次年度の計画 学年末懇談による家庭との情報交換

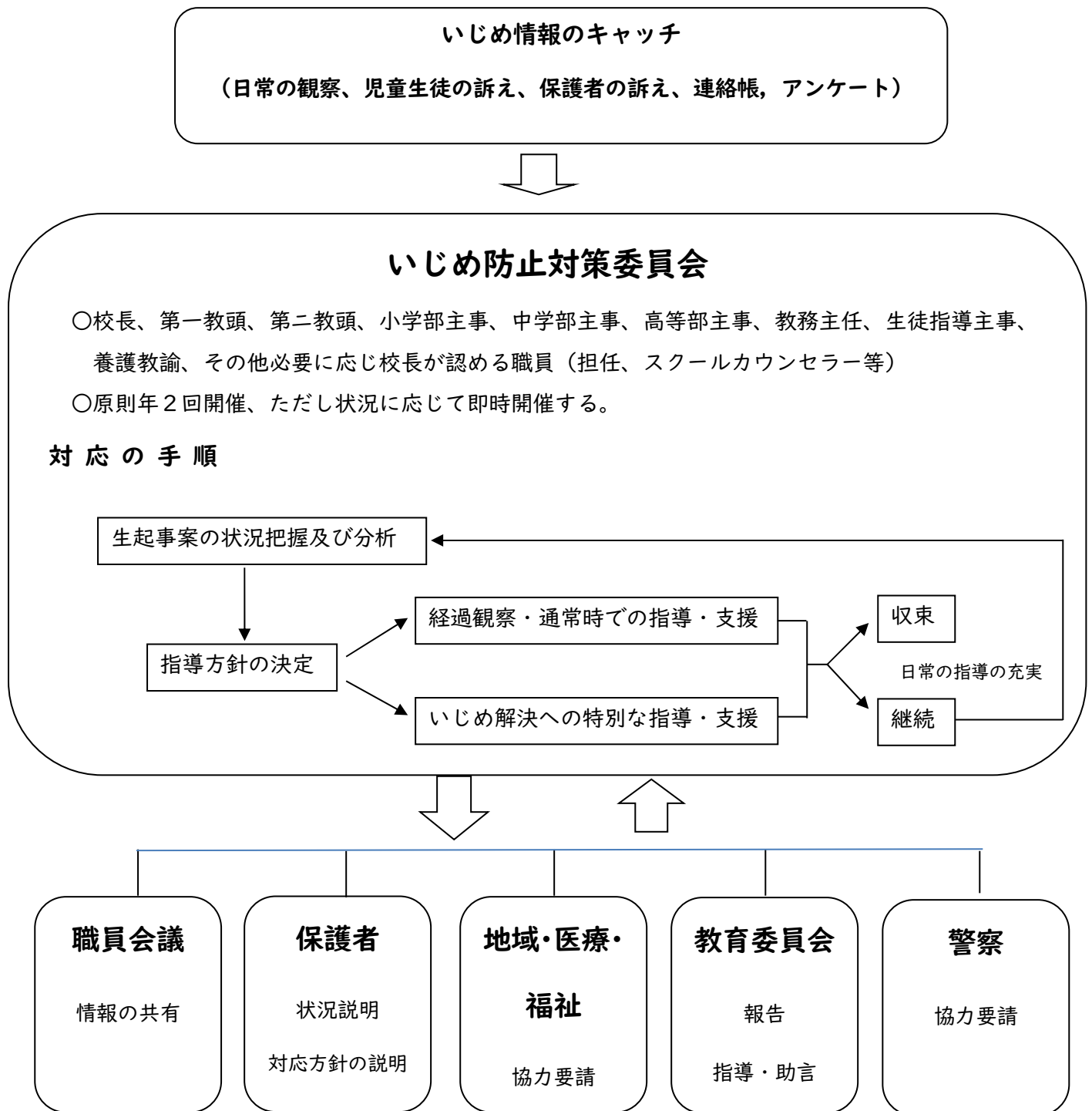
その他・児童生徒への啓発（講話、ケータイ安全教室、学級活動、道徳、人権放送など）

・保護者への啓発（広ほうまるちゃんす、人権だより など）

・職員の研修

(4) いじめの発見・通報を受けたときの対応

「いじめ」を認知した場合の組織的対応



- ① いじめの発見・通報を受けた場合は、被害児童生徒や通報してきた児童生徒の安全を優先に、組織的に対応する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」において、情報を共有し、速やかに事実の確認を行い、関係児童生徒の保護者に連絡するとともに、特に重大事態の場合は、県教育委員会に報告する。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察と相談して対応する。

- ④いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添える体制を確立するとともに、安心して学習活動に取り組むことができる教育環境の確保を図る。
- ⑤必要に応じて、心理や福祉等の専門家や関係機関と連携し、いじめをやめさせ再発を防止する措置をとる。